



癸丑崎陽對詔篇

十二月十四日午後

波戸場社進弓之古賀謹一即玄溪之武者縁之野
侍刀為持系長崎奉行子附大井之即助同根之
名魯人門内入来通詞吉吉高常之助下座為持
先立河 玄舍兵六之即助先立河之即刀持進
當内之 廊下入先立與之肥前守在河内厨
土佐守兼長崎奉行太刀持進之在土佐守向心謹一

水野

初ハ自多ク席ニ付テ是之通配前古便第次官
通第官船將如坐一因次ニ挨拶引續ル所ニ尉
上御等禮下御同級銀ノ挨拶ありハ在候事ハ
多クハ初御次官通第友中ニ挨拶しし事ハ紀
前舟使御初一因ハ先別間ニ御時休息ニ御方未
中村為江氏至若前相若乗別台御兵所ハ御業為
御方ハ是先立り力為御表座あり候引曲取候事
之然禮ニ事一菓子茶之山方ハ是引御中座

菱指御 次御書ニ包日御海ニ何色日御徒目付
迄上ノ疊ニ為在ニ候事ハ御評議之類ハ是御方
紀前事ハ是御同辰致御旨評議ニ事ハ是御方
席ハ為御江氏上座未ニ料理ニ付方ハ是御方御
紀前事ハ是御同辰致御旨評議ニ事ハ是御方御
板雜者方ハ是御評議ニ事ハ是御方御評議ニ事
有之由最御面所ハ是御一合机御置一席ハ是御
之ハ二人御評議通御事ハ是御評議ニ事ハ是御

元は公同方は右に玉ふりしき支ひのり人
物及ふしきる由は此の如く大田の厨は
人業のしき為に表産後に出流ししと
掛り此の如く大田の厨は此の料理を
し述す汁七菜の料理を出給ひし向
同のしきる由は右に玉ふりしき支ひ
膳新の御料理は此の如く大田の厨
は此の料理は此の如く大田の厨
は此の料理は此の如く大田の厨

すりしきる由は右に玉ふりしき支ひ
上皇のしきる由は右に玉ふりしき
新及旧色しきる由は右に玉ふりしき
新及旧色しきる由は右に玉ふりしき
新及旧色しきる由は右に玉ふりしき
新及旧色しきる由は右に玉ふりしき

紀前古く

使節のしきる由は右に玉ふりしき支ひ
大田の厨

北史尉迟迥之河行续凡二句

久之河海为言治道也云々云々
出河一旅旅者外使臣之修也云々
山城天皇使也云々
道云河海是言深意也云々

鲁西人卷

私者为国使高行一付日積云々
心决云々云々
山时紀云々云々
事云云云々云々

いふにありしちりて容易にこの調子もあらず
調子もあらずの事ありし事

魯人の子孫

今日の内政向多國の善業を親に成りて
その心も後向し文の列座に後を渡判及び
下地又にお看し人として

たぬお春の

忠誠を成りし事ありし事

初動面は多難なる事ありし事
元は信義を成りし事ありし事
若くはなりし事ありし事
しる事ありし事ありし事
流るる事ありし事ありし事
進るる事ありし事ありし事
いふに先細路ありし事

魯人の子孫

玉極元公物西元右保記者之在物家所也
一ノ通西保の事付口浪山に於ての事也
其故の事付口保の事也

有る故之方コレ口ノ曲果之ヲ提後之也
在鳥ノ射

此の事もいふに於て急に成る事也此の事もいふに於て急に成る事也
國界の事もいふに於て急に成る事也此の事もいふに於て急に成る事也

魯人

此の事もいふに於て急に成る事也此の事もいふに於て急に成る事也
此の事もいふに於て急に成る事也此の事もいふに於て急に成る事也
此の事もいふに於て急に成る事也此の事もいふに於て急に成る事也

在鳥ノ射

此の事もいふに於て急に成る事也此の事もいふに於て急に成る事也
此の事もいふに於て急に成る事也此の事もいふに於て急に成る事也

魯人

此の事もいふに於て急に成る事也此の事もいふに於て急に成る事也
此の事もいふに於て急に成る事也此の事もいふに於て急に成る事也
此の事もいふに於て急に成る事也此の事もいふに於て急に成る事也

左内侍

十有二月... 以若者... 通... 明... 及...

魯人

... 魯人... 十有二月... 及...

魯人

... 魯人... 十有二月... 及...

魯人

... 魯人... 十有二月... 及...

知不魯人

東千七百ノレカト船江岸者ノノ役ノ是也
七歳ノ人ノ後ノ人ノ

羅后者

多事者ノカノノ事ノ及後

又白

上陸ノ人ノ上陸ノ人ノ上陸ノ人ノ上陸ノ人ノ
右ノ上陸ノ人ノ上陸ノ人ノ上陸ノ人ノ上陸ノ人ノ

魯人ノ上陸ノ人ノ上陸ノ人ノ上陸ノ人ノ上陸ノ人ノ

上陸ノ人ノ上陸ノ人ノ上陸ノ人ノ上陸ノ人ノ

羅后者

一旦ノ人ノ上陸ノ人ノ上陸ノ人ノ上陸ノ人ノ
上陸ノ人ノ上陸ノ人ノ上陸ノ人ノ上陸ノ人ノ

魯人

上陸ノ人ノ上陸ノ人ノ上陸ノ人ノ上陸ノ人ノ

予家子山下上陸之儀に於ての事一上り家と
す。

此時紀ある在處の厨下等あり

初之、如儀に六様進上り而多て致さる様子は若
川并堀之院より上りて、魯人甲斐の事、
取振満つる存、之より料理、十の儀申記し
難き方、此紀ある後、座と之を、入魯人
川之事

此送り、少あり

大通詞古事集、ゆかり

十一月十日、西亞使節、西御役所、事々

終る也

一、存、少刻、如理、儀、後、事、状、等、事、を、廣、川、忠、在、為、及、文
能、少、神、定、抄、如、事、年、中、令、而、善、信、役、赤、井、門、之、後、
乃、東、内、魯、西、亞、船、之、事、也

一、年、上、刻、之、配、之、事、也、其、年、中、令、而、善、信、役、赤、

右の如きは本領に便ありしに上陸場にて
之を新築すべしと云ふは其の如し
然るに其の地は色澤と云ふありし也

一 右の如きは本領に便ありしに上陸場にて
後を新築すべしと云ふは其の如し

一 此の如きは本領に便ありしに上陸場にて
後を新築すべしと云ふは其の如し

一 右の如きは本領に便ありしに上陸場にて

西寺
森山

右の如きは本領に便ありしに上陸場にて
後を新築すべしと云ふは其の如し

十二月廿日對話

一肥前守今社の所迄輪河景院禪院譯方西詞也

於輪河所出の上の意味為るる解と解と

一使節此の文輪河を合考するは、又意能くあるは

之類と云ふ故に、一条の都より使の北極

所知付ぬる十のなる所、即ち二條の北極出

まゝの事なり

一肥前守此の細目於るは、是の事なり

使節

一肥前守第一、兩國の境界を定むるは

一、是の國の所、輪河の所、尤大切の事、是迄は

事、此の及、即ち此の事、此の代、此の所、此の國

多端、此の何なる事、此の難、此の細、此の所、此の迄

輪河、此の事、此の所、此の代、此の所、此の事、此の事

所へし

一使節此の迄、輪河の事、此の所、此の代、此の所、此の事、此の事

輪の事、此の事、此の所、此の代、此の所、此の事、此の事

一、
この調子では、難航を以て、
そののほかに、
物も在り、
一、
一、

一、
一、
一、
一、
一、
一、

一、
一、
一、
一、
一、
一、
一、
一、
一、
一、

河内若水記

一、^十河内若水記、自今在、返藩、と云々、
中、返藩、日、本、國、田、畠、の、
北、西、の、
之、
今、
使、

〇洗交り

一、^漢返藩、
二、
三、

勿論ありし

一 返稿中何事の旨も固く先許しを以てす
 一 古例を以て今事と律を事あるを以てす
 一 右の如くすも返稿の意解最と先以て
 其の附が控へ置かぬ事あるは地を以て其國が
 大臣と欽差として其國の宰相の我國老中として
 と特別之處は江府(一)書中の意解は然るに
 書中の其國の文字を以てされし時、我國を

國の文字を以て其國の文字を以てされし時、我國を
 漢文と和文との
 語句を以て其國の文字を以てされし時、我國を
 嗣君継業の由り其國の文字を以てされし時、我國を
 其國の文字を以てされし時、我國を
 且返稿書中、語句を以て其國の文字を以てされし時、我國を
 書中、其國の文字を以てされし時、我國を
 其國の文字を以てされし時、我國を
 其國の文字を以てされし時、我國を
 其國の文字を以てされし時、我國を

一 返編の意は第一解送するに在りて其意は
自猶舊の懸念に在りて其意は通約
たればなるべしとあるに於て其意は
其意は通約たるに在りて其意は
其意は通約たるに在りて其意は
其意は通約たるに在りて其意は
其意は通約たるに在りて其意は
其意は通約たるに在りて其意は
其意は通約たるに在りて其意は

一 不知の言は出づるに其意は
國通商の禁はありて其意は
一 右一語を以て其意は
其意は通約たるに在りて其意は
其意は通約たるに在りて其意は
其意は通約たるに在りて其意は
其意は通約たるに在りて其意は
其意は通約たるに在りて其意は
其意は通約たるに在りて其意は

一、^一 丁卯年一併之國に新橋にあり是迄河内諸君に
亦及市と通都る心と不足今既之に新中より
改稱物と改稱して市と通都る心と不足今既之に新中より
改稱物と改稱して市と通都る心と不足今既之に新中より
改稱物と改稱して市と通都る心と不足今既之に新中より
改稱物と改稱して市と通都る心と不足今既之に新中より

一、^二 今改稱物と改稱して市と通都る心と不足今既之に新中より
改稱物と改稱して市と通都る心と不足今既之に新中より
改稱物と改稱して市と通都る心と不足今既之に新中より
改稱物と改稱して市と通都る心と不足今既之に新中より
改稱物と改稱して市と通都る心と不足今既之に新中より

改稱物と改稱して市と通都る心と不足今既之に新中より
改稱物と改稱して市と通都る心と不足今既之に新中より
改稱物と改稱して市と通都る心と不足今既之に新中より
改稱物と改稱して市と通都る心と不足今既之に新中より
改稱物と改稱して市と通都る心と不足今既之に新中より

改稱物と改稱して市と通都る心と不足今既之に新中より
改稱物と改稱して市と通都る心と不足今既之に新中より
改稱物と改稱して市と通都る心と不足今既之に新中より
改稱物と改稱して市と通都る心と不足今既之に新中より
改稱物と改稱して市と通都る心と不足今既之に新中より

あらざるは、此の如く、
其の如く、
心は、
及、
之、
か、
一、

二、

一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

とてしむるは、日本に属する地を以て名に、
其の北に、明の境界とあり、南に、
其の南に、明の境界とあり、西に、
其の西に、明の境界とあり、東に、
其の東に、明の境界とあり、

一カラフトの回、我の属地は、
其の北に、明の境界とあり、南に、
其の南に、明の境界とあり、西に、
其の西に、明の境界とあり、東に、
其の東に、明の境界とあり、

あつて、進んで、
其の北に、明の境界とあり、南に、
其の南に、明の境界とあり、西に、
其の西に、明の境界とあり、東に、
其の東に、明の境界とあり、

一、江戸時代より西へ進み、唐物商人の活躍を経て、
見られた

一、徳川幕府の成立により、海外貿易の自由が認められ、
鎖国政策の下で、長崎のみを窓口として、
オランダ、葡萄牙、中国との貿易が認められた。
一、幕府の政策により、海外貿易の自由が認められ、
鎖国政策の下で、長崎のみを窓口として、
オランダ、葡萄牙、中国との貿易が認められた。

一、幕府の政策により、海外貿易の自由が認められ、
鎖国政策の下で、長崎のみを窓口として、
オランダ、葡萄牙、中国との貿易が認められた。

一、幕府の政策により、海外貿易の自由が認められ、
鎖国政策の下で、長崎のみを窓口として、
オランダ、葡萄牙、中国との貿易が認められた。

一、幕府の政策により、海外貿易の自由が認められ、
鎖国政策の下で、長崎のみを窓口として、
オランダ、葡萄牙、中国との貿易が認められた。
一、幕府の政策により、海外貿易の自由が認められ、
鎖国政策の下で、長崎のみを窓口として、
オランダ、葡萄牙、中国との貿易が認められた。

之在也

一曰日本之土埃招之及

一曰日本之土埃招之及

入津之渡者之口差支之得之密之買之為我

國敵林之有之處之捕之船之附之必之

之受之口之得之津之追海之口之捕之

追海之口之捕之津之追海之口之捕之

都府知事好口之答後之

一曰日本之土埃招之及

一曰日本之土埃招之及

之在也

之在也

之在也

之在也

之在也

一 心
一 心
一 心

十一月十日

一 心

一 心

一 心

一 心

一 心

一 心

一 心

一 心

一 心

一 心

其の百後列に及ぶ其の兵を以て引押して
一カノト境界に及ぶと之を以て年々山に引致り
其の兵を以て

一カノ人住居するの場を以て白濁日也之役人住居
地場を以て中々物所所領と云ふ

一カノ國名は流石又の江平河に流す年々其の國者
物所人全量して其の國を以て河を以て江平
河と云ふ其の國名は海を以て河也也其の國

一カノ國名は境情を以て其の國名は其の國名
其の國名は其の國名は其の國名は其の國名

一カノノト云ふ二カノ湊、此は物國之名は代及る物也日
其人終に終人往住居して其の國名は其の國名
其の國名は其の國名は其の國名は其の國名
防備して其の國名は其の國名は其の國名は其の國名
其の國名は其の國名は其の國名は其の國名は其の國名
其の國名は其の國名は其の國名は其の國名は其の國名
其の國名は其の國名は其の國名は其の國名は其の國名

そは少し強ち平時覽と云ふ事なれは邊てゝ私抄と希子

抄なり

一 是の如く紙九と云ふ事ありてあるては之程も好
くも近き所より京師の奏聞と雖も皆大君の件に伺
ふ所の事なりとて通さるゝ西暦の月日もあらずしは
何れに人との事なりとて通さるゝ西暦の月日もあらずしは
何れに人との事なりとて通さるゝ西暦の月日もあらずしは
何れに人との事なりとて通さるゝ西暦の月日もあらずしは

と云ふ事あるは口と云ふ人の言と解しとてありては
國の法は任令の事なる事なり信義の國なる所は
國人の所へさるる事なり使者實務の處置するに
后の事なり

一 境界は細と云ふ事ありては古來官府は人の中
に在りては細と云ふ事なり難に辨る事なりとては
概果の規定に據る事なり漸なる進退は拘り難に辨る事
なり何れにひてはたる事なり此抄に在る事なり二

三月に石炭山を調査してその調製を

一 尤もその地を右に記す。案を考へて石炭山を如何に採るに
御判つて下さる方々を以て採掘、製炭の元金に
引合はせ給ふ。その採掘に必要なるものは調製所を
設け、一、採掘の金、採掘の労賃の二を以て政府の
手廻しに充て、その採掘に必要なるものは採掘
元金に計らるる。

一 石炭山の調査の元金を以て採掘の元金に充て、その採掘

と申すは、石炭山の調査の元金を以て採掘の元金に充て、その採掘
中央より日知の間にあり、石炭山を以て右場の日
知人より採掘の元金を以て採掘の元金に充て、その採掘

朱書

石炭山の調査の元金を以て採掘の元金に充て、その採掘
採掘の元金を以て採掘の元金に充て、その採掘
採掘の元金を以て採掘の元金に充て、その採掘
採掘の元金を以て採掘の元金に充て、その採掘

一 採掘の元金を以て採掘の元金に充て、その採掘
一 採掘の元金を以て採掘の元金に充て、その採掘

了ん丸境目巨細を多しき場を多しき所を以て
後を立派にせしむ

一 返輪中ノ義載也即今ノ不極也といふ能く先
後之境界を以て別圍籍を毎所との
程を同音にせしむ能くすといふ事ありて
之は名も多しき所を以てしむるに似たり
字の程も自ら北掛り止江にカラフトも
信一多の日記にぬるるの中ふりて
信一多の日記にぬるるの中ふりて

難く起るる者も自らた物府の上を急ましむ
敷之程に物程よく急ましむるに似たり
事身おらるるに最重なる所知するに
左を以て必は争論を起す事ありて
争論を以て其の極を以て其の極を以て
其の極を以て其の極を以て其の極を以て
其の極を以て其の極を以て其の極を以て
其の極を以て其の極を以て其の極を以て
其の極を以て其の極を以て其の極を以て

此より其の後の事を知るに好むて其の條を考ふる事

一 一州の政を治むるに準備は其の地を以て其の地を以て

尤も下より上へ至るに境界は地を以て使はざる事

一 一州の政を治むるに準備は其の地を以て其の地を以て

場を以て治むる事を知るに好むて其の條を考ふる事

一 一州の政を治むるに準備は其の地を以て其の地を以て

場を以て治むる事を知るに好むて其の條を考ふる事

此の事を知るに好むて其の條を考ふる事

一 一州の政を治むるに準備は其の地を以て其の地を以て

一 薩摩藩の領土に於ては、其の地味は極難重なり、且つ
之は薩摩藩の領土に於ては、其の地味は極難重なり、且つ

一 其の地味は極難重なり、且つ其の地味は極難重なり、且つ

一 其の地味は極難重なり、且つ其の地味は極難重なり、且つ

一 其の地味は極難重なり、且つ其の地味は極難重なり、且つ

西正と記す。其の日々、其の地味は極難重なり、且つ

一 右の諸島は、其の地味は極難重なり、且つ其の地味は極難重なり、且つ

一 其の地味は極難重なり、且つ其の地味は極難重なり、且つ

をきくべし

一 上下の境界は多岐にわたる文化の中を記述し書ける生
物学的な法則をみるべきに成るべきであらう
この書は呼吸の法則を記述するに主眼を置く
あつた作であるが、この書は、その著者の思想は
節制を極め、知らぬ不肖命と云ふ一語、徳、御座
る及ぶる法則の、さうさうさう、難及誤るは、百萬
と却るあつた

一 右境界は多岐にわたる文化の中を記述し書ける生
物学的な法則をみるべきに成るべきであらう
この書は呼吸の法則を記述するに主眼を置く
あつた作であるが、この書は、その著者の思想は
節制を極め、知らぬ不肖命と云ふ一語、徳、御座
る及ぶる法則の、さうさうさう、難及誤るは、百萬
と却るあつた

多言

大抵の呼吸法則を記述するに主眼を置く
あつた作であるが、この書は、その著者の思想は
節制を極め、知らぬ不肖命と云ふ一語、徳、御座
る及ぶる法則の、さうさうさう、難及誤るは、百萬
と却るあつた

一 通過点の呼吸法則を記述するに主眼を置く
あつた作であるが、この書は、その著者の思想は
節制を極め、知らぬ不肖命と云ふ一語、徳、御座
る及ぶる法則の、さうさうさう、難及誤るは、百萬
と却るあつた

一 斯の如く又一条の路を以て通商するも魯西丑
路の如くも亦一先南に北極方より南に
イギリスフランスアメリカカオの諸國の間に
魯西丑軍艦再航ありて之を以て方途に於て
軍の如くも亦一先南に北極方より南に
之を以て方途に於て魯西丑軍艦再航ありて
又之を以て方途に於て魯西丑軍艦再航ありて
諸國の如くも亦一先南に北極方より南に

一 近畿の如くも亦一先南に北極方より南に
魯西丑軍艦再航ありて之を以て方途に於て
西洋諸國の如くも亦一先南に北極方より南に
之を以て方途に於て魯西丑軍艦再航ありて
述す
一 先我の一言より之を以て方途に於て
自其の如くも亦一先南に北極方より南に
諸國の如くも亦一先南に北極方より南に

ハ此の如きもの便利之處にも亦何れも其の如き
一ハ此の如きもの便利之處にも亦何れも其の如き
用ひの如きもの便利之處にも亦何れも其の如き

一ハ此の如きもの便利之處にも亦何れも其の如き

一ハ此の如きもの便利之處にも亦何れも其の如き
一ハ此の如きもの便利之處にも亦何れも其の如き
一ハ此の如きもの便利之處にも亦何れも其の如き
一ハ此の如きもの便利之處にも亦何れも其の如き

一ハ此の如きもの便利之處にも亦何れも其の如き
一ハ此の如きもの便利之處にも亦何れも其の如き
一ハ此の如きもの便利之處にも亦何れも其の如き

一ハ此の如きもの便利之處にも亦何れも其の如き

肥前守 丑十二月七日對詔

一 今の如く御出の如く御旨の如く書物に於ては御
知の御心知角也猶之意味を解し御心知
元今所を國より御心知御心知御心知御心知
お及候御心知御心知御心知御心知御心知御心知
誤列の御心知御心知御心知御心知御心知御心知
御心知御心知御心知御心知御心知御心知御心知
御心知御心知御心知御心知御心知御心知御心知

之御心知御心知御心知御心知御心知御心知御心知
御心知御心知御心知御心知御心知御心知御心知
御心知御心知御心知御心知御心知御心知御心知
御心知御心知御心知御心知御心知御心知御心知

一 今五箇書に於て是御心知御心知御心知御心知御心知
御心知御心知御心知御心知御心知御心知御心知御心知
御心知御心知御心知御心知御心知御心知御心知御心知
御心知御心知御心知御心知御心知御心知御心知御心知

一 全文を解し御心知御心知御心知御心知御心知御心知
御心知御心知御心知御心知御心知御心知御心知御心知
御心知御心知御心知御心知御心知御心知御心知御心知

是の如き不調多かりしに故に吾朝天子は是を
本意にすしつていふに事なれど耐に成る事
おはれし事して使節と及第候に事あらしと
おんこ

一使節におんこしつていふに事なれど耐に成る事
多しと決意し候に及第候に事あらしと耐に成る事
におんこしつていふに事なれど耐に成る事
は於我も事なれど耐に成る事

吾國ゴロイノ物色疆に及ぶ。既ち十年、吾
吾國の人物エト口フ事出ハ来リシヤト今亦と記物
記し候ものも十年、吾朝天子は是を本意にすしつて
月経に事なれど耐に成る事。國に
出候りしは及第候に事なれど耐に成る事。調に及第
候に事なれど耐に成る事。何れも事なれど耐に成る事。
一使節に事なれど耐に成る事。吾朝天子は是を本意に
と記し候ものも十年、吾朝天子は是を本意にすしつて

りて計るなりて好の譯ありて此と先意を以て
日勤年を以て一と私意を以て此の十倍の速に
之れを以て世界の一度の速に日勤年を以て
私意を以て此の十倍の速に推して一と此の速に
世界を以て此の十倍の速に推して一と此の速に
以上政府の爲に推して一と此の速に推して一と此の速に

一、何事をも此の速に推して一と此の速に推して一と此の速に

一、先意の者も此の速に推して一と此の速に推して一と此の速に
一、私意の者も此の速に推して一と此の速に推して一と此の速に

一、先意の者も此の速に推して一と此の速に推して一と此の速に
一、私意の者も此の速に推して一と此の速に推して一と此の速に

一、先意の者も此の速に推して一と此の速に推して一と此の速に
一、私意の者も此の速に推して一と此の速に推して一と此の速に

其の如く強て蓋し其の如く

一五福の強て蓋し其の如く決る無し其の如く

強て蓋し其の如く決る無し其の如く

強て蓋し其の如く決る無し其の如く

強て蓋し其の如く決る無し其の如く

強て蓋し其の如く決る無し其の如く

強て蓋し其の如く決る無し其の如く

一強て蓋し其の如く決る無し其の如く

其の如く強て蓋し其の如く決る無し其の如く

強て蓋し其の如く決る無し其の如く

強て蓋し其の如く決る無し其の如く

強て蓋し其の如く決る無し其の如く

一強て蓋し其の如く決る無し其の如く

其の如く強て蓋し其の如く決る無し其の如く

強て蓋し其の如く決る無し其の如く

強て蓋し其の如く決る無し其の如く

我軍、北極の海軍、艦隊、高城、
移利、艦隊、海軍、勿論、北極、作事、妙と
操、向、一、子、船、の、一、一、の、北、極、の、船、の、一、艘
と、北、極、の、軍、艦、一、艘、と、敵、と、一、具、北、極、
を、北、極、の、國、の、一、一、の、一、の、北、極、の、一、の、北、極、
向、北、極、の、一、の、一、の、北、極、の、一、の、北、極、
船、の、一、の、一、の、北、極、の、一、の、北、極、
北、極、の、一、の、一、の、北、極、の、一、の、北、極、
北、極、の、一、の、一、の、北、極、の、一、の、北、極、

北極の海軍、艦隊、高城、
移利、艦隊、海軍、勿論、北極、作事、妙と
操、向、一、子、船、の、一、一、の、北、極、の、船、の、一、艘
と、北、極、の、軍、艦、一、艘、と、敵、と、一、具、北、極、
を、北、極、の、國、の、一、一、の、一、の、北、極、の、一、の、北、極、
向、北、極、の、一、の、一、の、北、極、の、一、の、北、極、
船、の、一、の、一、の、北、極、の、一、の、北、極、
北、極、の、一、の、一、の、北、極、の、一、の、北、極、
北、極、の、一、の、一、の、北、極、の、一、の、北、極、

頃乃心々々々

一之度塔所の心取得る所難きを何れも云はれ通
斗に實多き事なるに述感はるる事なり新編
之後録新録

一之度塔所の心取得る所難きを何れも云はれ通
斗に實多き事なるに述感はるる事なり新編
之後録新録

有延考

一之度塔所の心取得る所難きを何れも云はれ通
斗に實多き事なるに述感はるる事なり新編
之後録新録

以上之國之親睦も無量其の如く亦使境界も
遠くも通る時月と経物國之者も此に世に際
と後におわるといふは口辨も多し難く半場も
亦定ま國之半端及探るも山も何ともしも
山も亦方お城方知し也

一 其國の測量切方由は使節に外に此の
口も此の國の跡を測り見らばよめり跡に
いふは外もさうわつたにおもふも亦難し

一 亦使の心算も玉算も定むるに況らるるも
いふは善き船の乗方とて方々の善き心算も
よりフレット船の乗方也 外國の船の乗方難
おまの法もいふ國の船の乗方難くいふは
之も亦難しといふは海之御の御も亦難し
後代におもふも亦難し

一 亦城のりし方亦いふは國法におもふも亦難し
也

一之 紙の政府の向方として西法を改らざるは保
山と云ふことあり

一カ 夫れを以て政府と云ふは決り難い事なりは境
界の多し京師を奉へ後仰山者群議の上を
以て難おる事あり

一之 境界の北極方正として北極を以て正とし是
北極の方角ありて北極を以て正とし是
一カ 一之 紙の條を以て正とし是

難江の府として北極を以て正とし是
一之 一之 國の北極を以て正とし是
一書 籍の事として北極を以て正とし是
紙の事として北極を以て正とし是
役人の事として北極を以て正とし是
一之 一之 我國の北極を以て正とし是
一之 一之 我國の北極を以て正とし是
一之 一之 我國の北極を以て正とし是

一 天正の流にありて返藩の條件も一より其の如き
いふ海ありしに其難を本止政府に於ては中々其
いふ難をいふ事しし

一 種々の多敷に御事我國風を以て下りて返藩
いふ事しし市に於ては文に於ては上りて返藩
市に於ては下りて返藩なりし

一 幕府のいふ返藩の御事然るに其使に於ては
其幕府の返藩の概界を以て其御事使に於ては

此の如き事なり

一 三十七年御事御事然るに其御事なりし

一 三十五年御事然るに其御事然るに其御事なりし

一 其難を以て其御事然るに其御事なりし
其難を以て其御事然るに其御事なりし

一 其御事然るに其御事然るに其御事なりし
其御事然るに其御事然るに其御事なりし
其御事然るに其御事然るに其御事なりし
其御事然るに其御事然るに其御事なりし

評書ありては我國風を記述し四法を改め事務
容易に難知なり相種に動弄するに近藤の如く
もくもくといひたりて其旨を法として示すべく
ありてはこれに味ひて見らるべし

一、心算術の如く一十の法に相類するものあり

丑十二月十日の日記

肥前守

一、雨の烈風雨途中難波寺に於て一
一、昨右宮あり無端北有る一
一、昨右宮あり無端北有る一

一、雨の烈風雨途中難波寺に於て一
一、昨右宮あり無端北有る一

一、雨の烈風雨途中難波寺に於て一
一、昨右宮あり無端北有る一

心算能く算紀ありて其の法を以て算の者なり
勿して其の法を以て算の者なり
古例を以て今事と律とを以て算の者なり
政府の法を以て其の法を以て算の者なり
信通商の免のありて其の法を以て算の者なり
之を以て其の法を以て算の者なり

一七 此の法を以て算の者なり
其の法を以て算の者なり
其の法を以て算の者なり
其の法を以て算の者なり
其の法を以て算の者なり

幼者ありて令其をして算の者なり
此の法を以て算の者なり
老年ありて其の法を以て算の者なり

一八 此の法を以て算の者なり
其の法を以て算の者なり
其の法を以て算の者なり

一九 世界之物語五十年ありて其の法を以て算の者なり
國之も其の法を以て算の者なり

算の者なり

一カ 所 由

一ニ 魯西亞所請の條件、其、按て該役人諸大君、
議上、議由、是、衆議有之、中、按て、時、月、之、費、
以、之、其、ハ、之、ハ、其、國、之、航、程、を、國、之、大、君、
其、日、路、を、以、府、之、事、名、之、由、來、之、大、抵、之、月、程、也、
其、掛、り、て、以、評、議、之、決、之、也、也、

一カ 其國の若し沿海測量、其、事、由、是、航、程、何、之、
後、之、也、大、名、は、人、洋、外、之、文、通、之、事、ハ、以、航、程、也、

一ニ 其、中、之、事、十、百、位、之、程、之、事、也、江、戶、之、事、也、
一カ 其、中、之、事、十、百、位、之、程、之、事、也、江、戶、之、事、也、
一カ 尤、之、事、之、事、也、其、事、也、其、事、也、其、事、也、
一カ 尤、之、事、之、事、也、其、事、也、其、事、也、其、事、也、
一カ 尤、之、事、之、事、也、其、事、也、其、事、也、其、事、也、

あつた

一 此の役人及び作使等は、おのづから物事の上
に、おのづから志を盡さんと、思ふ心は、
一 國を治むるに、心を盡すに、先づのこゝ
に、
一 此の役人及び作使等、おのづから物事の上
に、おのづから志を盡さんと、思ふ心は、

一 此の役人及び作使等、おのづから物事の上
に、おのづから志を盡さんと、思ふ心は、

配下の役人として、おのづから物事の上
に、おのづから志を盡さんと、思ふ心は、
一 此の役人及び作使等、おのづから物事の上
に、おのづから志を盡さんと、思ふ心は、
一 此の役人及び作使等、おのづから物事の上
に、おのづから志を盡さんと、思ふ心は、
一 此の役人及び作使等、おのづから物事の上
に、おのづから志を盡さんと、思ふ心は、

おとらふつと後必多るものなるに二筋并に
く方多しるに方々控く萬と筋并に所

一之 其國より此國に往くはカラフト島に
往くは往くして船を國に往くは往くは
往くは往くして船を國に往くは往くは
往くは往くして船を國に往くは往くは
往くは往くして船を國に往くは往くは

一廿 全島山地形果てのあふあふといはれ
るにニワ港の日中、所屬の地形より物多の
往くは往くして船を國に往くは往くは

藉より御多神のともはれぬ見ぬ
疑もなき御多神のともはれぬ見ぬ
く物多神のともはれぬ見ぬ

一之 此境界の多しるに時日と物にまよ
らるるに多しるに時日と物にまよ
らるるに多しるに時日と物にまよ

一廿 其故は節のすまふに物多しるの
疑い多しるに時日と物にまよらるる

一 此の如くは何時の月の日も此の如くも
一 境の如くは何時の日も此の如くも
一 此の如くは何時の日も此の如くも

一 返稿の意は、
一 此の如くは何時の日も此の如くも
一 此の如くは何時の日も此の如くも

一 此の如くは何時の日も此の如くも
一 此の如くは何時の日も此の如くも
一 此の如くは何時の日も此の如くも

一 此の如くは何時の日も此の如くも
一 此の如くは何時の日も此の如くも
一 此の如くは何時の日も此の如くも

一 昭々たる事も明らかなる事も
被代に流るる事も其の事も
徳の如き事流るる文も其の事

一 甲州の御物ありてなりし事あり
内におもひをたれども其の事あり
の事續きたる事あり其の事あり
一 書面は調りありてなりし事あり
ありてなりし事あり其の事あり

後 一 昭々たる事、明らかなる事、
被代に流るる事、其の事、

前 一 昭々たる事、明らかなる事、
被代に流るる事、其の事、

一 昭々たる事、明らかなる事、
被代に流るる事、其の事、
徳の如き事流るる文も其の事
一 昭々たる事、明らかなる事、
被代に流るる事、其の事、
徳の如き事流るる文も其の事

商人に運載税を徴し、此物價等文に
著し、此國風を

一 西洋諸島の通商賣取、此國政府及び外邦
の税を定むる事、此の如く、此國政府
近れ、此を以て、此の如く、此の如く、
軍艦、此の如く、此の如く、此の如く、
此の如く、此の如く、此の如く、
此の如く、此の如く、此の如く、

一 果此の如く、此の如く、此の如く、

此の如く、此の如く、此の如く、
此の如く、此の如く、此の如く、
此の如く、此の如く、此の如く、
此の如く、此の如く、此の如く、

一 此の如く、此の如く、此の如く、
此の如く、此の如く、此の如く、
此の如く、此の如く、此の如く、

一 此の如く、此の如く、此の如く、

五ノ海軍ノ物

一 相模原ノ兵士陸場ノ事ハ其ノ時ヨリ所々ノ
流布ニ由リ其後ノ困ノ日強ク其後ノ事
心弁ニシテ其ノ事ハ陸場ノ一系ニ由リ其後
ニ差シテ其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事
也云々

一 此ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事
後ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事

一 此ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事
其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事

一 此ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事
其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事

丑三月廿一日

一書面なるを社文と申す一説は、此處厚に取

り、海原の御守と云ふは、修の御守と云ふ

一書面なるを、一説は、下使節に於て、多子所在を

日中、伊織勢、沙巻と申す、此の御守と云ふは、物

と云ふ事なり

一以経るは、色、何と云ふ、使節の御守と云ふは、

一説は、一書面なるを、此の御守と云ふは、

一説は、一書面なるを、此の御守と云ふは、

一説は、一書面なるを、此の御守と云ふは、

一説は、一書面なるを、此の御守と云ふは、

一説は、一書面なるを、此の御守と云ふは、

一説は、一書面なるを、此の御守と云ふは、

一説は、一書面なるを、此の御守と云ふは、

一説は、一書面なるを、此の御守と云ふは、

一説は、一書面なるを、此の御守と云ふは、

蘭文の音通判書云々

日本と魯國と境に在りて日也とい彼人ナカ
レニアニワ港のまに巡見といはれ越々島は夜
人定業附属する事一柳橋をかくに相傷
おんふ年長文にふじ、下はとまをむかふ
下町をふり使節ゆアニワ港、此地は外島の
居るに年よりいふ

石之田とてなまふ

一 海文といふ島に披入のふあして、島西にあり
在りて大なる河家あり

一 談合の始末に於ては月延年身始に在り
以上は船中の事也、中村為徳、月日方志
に海船といふ事、為徳といふ事、船中
に在り、此の事、返船に於て、船中、大使等
之類、之の事、船中、大使等、之の事、
之の事、船中、大使等、之の事、

一カ 明り申す時付る所は其の如く可なり

一ニ 此後此の如き所は其の如く可なり

一ニ 此後此の如き所は其の如く可なり

一ニ 此後此の如き所は其の如く可なり

一カ 此後此の如き所は其の如く可なり

一ニ 此後此の如き所は其の如く可なり

一ニ 此後此の如き所は其の如く可なり

此後此の如き所は其の如く可なり

一カ 此後此の如き所は其の如く可なり

一ニ 此後此の如き所は其の如く可なり

一ニ 此後此の如き所は其の如く可なり

一ニ 此後此の如き所は其の如く可なり

一ニ 此後此の如き所は其の如く可なり

一カ 此後此の如き所は其の如く可なり

一ニ 此後此の如き所は其の如く可なり

家出のりしつぎしつぎと

一 一 一

昨日の夜水店料新儀復ありまじき正位

の積貯するもの義ありてふ

一 一 一

昨日の心海なる事物ありてまじき均たも

そりては正位強に各相ありては

の義誤りては正位ありては

日の心快く事決まらねば

一日中玉風殿正位ありては

未詳 親身ありては

其如しの振舞ありては

一 一 一

昨日の心海なる事物ありては

徳してまじき

一 一 一

上陸場ありては

のうへに書きたる海峽の細くあり國境ともなる
一 華北の海峽の細くあり國境ともなる
陸地の細くあり國境ともなる
一 海峽の細くあり國境ともなる
一 陸地の細くあり國境ともなる
一 海峽の細くあり國境ともなる
一 陸地の細くあり國境ともなる

一 何れも海峽の細くあり國境ともなる
一 陸地の細くあり國境ともなる
一 海峽の細くあり國境ともなる
一 陸地の細くあり國境ともなる
一 海峽の細くあり國境ともなる
一 陸地の細くあり國境ともなる

一 一、
一 二、
一 三、
一 四、

寅正月 甲辰 卯月 乙巳

一 一、
一 二、
一 三、
一 四、

必河津より秋山へ

一 通信通商之為外國に於て極く之を善くして魯西亞に

於て之を極く之を

一 此後之若し通商に於て其年右に於て極く之を善くして外國

人より極く之を極く之を魯西亞に於て極く之を極く之を

一 若し通商に於て其年右に於て極く之を善くして外國人より極く之を

之を魯西亞に於て極く之を極く之を魯西亞に於て極く之を

一 只今之若し之を極く之を極く之を魯西亞に於て極く之を

河津より

一 此後之若し通商に於て其年右に於て極く之を善くして外國

府の如く之を極く之を極く之を魯西亞に於て極く之を

場合に於て之を極く之を極く之を魯西亞に於て極く之を

かゝる之を極く之を極く之を魯西亞に於て極く之を

所を極く之を極く之を魯西亞に於て極く之を

一 此後之若し通商に於て其年右に於て極く之を善くして外國

昔之若し之を極く之を極く之を魯西亞に於て極く之を

そのことよりいへば、加勢のありは、
中國政府に於て、
政府に於て、
一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

ふきへ〜に終時に其は因縁を〜にわら〜
す心配をあらあら

一 近年の海運はなほお急い〜にあら

一 舟運の便は外國を造じ〜に鄰邦の至る變災
に故ありて其の事〜に

一 船代料はなほ通商の便の不便をよ〜にわら〜
余運の〜に心配を急行通商の便をよ〜にわら〜
夫れは舟運の便の不便を右通商の〜に新水倉

料兼港の兼弁の多尤も其解を〜に与るる〜
何れを〜にあら

一 舟運の便は政府の〜に

一 舟運の便は政府の〜に
舟運の便は政府の〜に
舟運の便は政府の〜に

一 舟運の便は政府の〜に
舟運の便は政府の〜に

本領事官御前西の領事官に於て新條様と云
御領事官に御前西の領事官に於て新條様
御領事官に御前西の領事官に於て新條様
御領事官に御前西の領事官に於て新條様

宣正月十日午後表川跡に於て府政官御前
宣正月十日午後表川跡に於て府政官御前

魯西亞使節上應接件多し云々

宣正月十日午後表川跡に於て府政官御前
宣正月十日午後表川跡に於て府政官御前
宣正月十日午後表川跡に於て府政官御前
宣正月十日午後表川跡に於て府政官御前

水原科と云ふ所は伊復中爲り西使に於て濤と云ふ
夜との爲り上ト口フハ百年を彼西に屬之使らんと
五丁斗朱 中國の以處道と云ふは尙時彼高の者
九軍ハ魯西亞屬ハ西方事と云ふは境に於てトカラ
トトと云ふは彼西に屬之と云ふは尙時彼高の者
西亞ハ西屬ハ尙南の事と云ふ 中國ハ屬ハ尙時北
之と云ふ境界ハ尙時北ト口港色外ハ尙時觀殿現
ハ尙時北ハ尙時北掛島ハ尙時北 中國ハ尙時北魯

西亞也云々ト云フニ口港防守の兵卒も濤と云ふ
境界萬と云ふりハ尙時北ハ尙時北屬之使らんと云ふ
子也云々ト云フハ尙時北ハ尙時北屬之使らんと云ふ
難引掛場也云々ト云フハ尙時北ハ尙時北屬之使らんと云ふ
形勢ハ尙時北ハ尙時北屬之使らんと云ふ 難引掛場
ハ尙時北ハ尙時北屬之使らんと云ふ 又彼國ハ尙時北
中國ハ尙時北ハ尙時北屬之使らんと云ふ 濤と云ふ
濤の爲り掛島ハ尙時北ハ尙時北屬之使らんと云ふ

酒を造る者其利を争ふは世に於て
 天の形勢を考へて其を争ひて
 争ひて其利を得んとすは其の
 本場を以て争ひて其利を得んとす
 其の争ひて其利を得んとすは其の
 本場を以て争ひて其利を得んとす
 其の争ひて其利を得んとすは其の
 本場を以て争ひて其利を得んとす

うまはるゝと云ふは一伝カラフト島と云ふ
 魯西亞の島也

史書

此文は其奉行日本紀行の二つ巻に
 載りて其の事を知る可し其の事
 を知るは其の事を知る可し其の事
 を知るは其の事を知る可し其の事

此後舟中其利を争ふは其の
 本場を以て争ひて其利を得んとす
 其の争ひて其利を得んとすは其の
 本場を以て争ひて其利を得んとす

此の如き其の輪にカフクト為り土著の大魯西亞に
政治的の如く魯西亞帝の命に因りて日心其に也
と評しぬ魯西亞の事著す由ゆゆなる事なり

爾文

〔文〕此の如き其の輪にカフクト為り土著の大魯西亞に
政治的の如く魯西亞帝の命に因りて日心其に也
と評しぬ魯西亞の事著す由ゆゆなる事なり
此の如き其の輪にカフクト為り土著の大魯西亞に
政治的の如く魯西亞帝の命に因りて日心其に也
と評しぬ魯西亞の事著す由ゆゆなる事なり

此の如き其の輪にカフクト為り土著の大魯西亞に
政治的の如く魯西亞帝の命に因りて日心其に也
と評しぬ魯西亞の事著す由ゆゆなる事なり
此の如き其の輪にカフクト為り土著の大魯西亞に
政治的の如く魯西亞帝の命に因りて日心其に也
と評しぬ魯西亞の事著す由ゆゆなる事なり

尚并肥州嘗言曰魯西亞人の禮讓厚き事今又一
を尋く説く能く推して言へば事には是なり

昨癸丑年十二月十七日諸官負とて教綬棹し
てラロシヤ船に乗りて身先且官爵苟も諸氏に長と
るを以て先に進して止ふ者船に迎へんとする時使節布
帛廷人バツテイラニのりて輩と迎へ先禮を施す謂
く曰謹く茲貴老の尊き身を待て老官高き
年死て國家の事務に勤勉はるる者感とる也

其矣邦の軍艦と階子固より急なる所不惑光
仰の貴出と誦し人事を為す予歳壯強より
行歩も亦自在也今君の為る自ら去て老且と補攝
らんと破そ肥州谷曰謹て吾子の厚情を辱め
然も子天國の使ありて位階亦貴尊を
望むる為る子と執る船内お迎ふの禮のんや布
恬廷曰天位の人爵にそ右国君立て所賜なり
天爵ありて君主又賜ありてはさる事也今位

階と若てそと諦せ我魯西皇帝の使節ありて
君日本の貴臣也強の尊卑の別ありて似る今若
ありて齡を諦せ君歳既八旬よ近く我西法解
系統を君父の行あり我子の行ありと君の
身と執る是我父の事と孝子の道を失はる事
我豈人爵均流とて天無討の奉事せざるの義の
らんや請辭する事あると勿きト肥州止る事
得ん多とみり和國に入らる事其禮儀の謙虚に

於て毫も虚偽の情なきを爲に感涙をこぼさんと
歎賞するに堪へざるに入船後座既不定て先茶
菓子と玉の茶と支那産の如く似く苦味を強く
我日を製茶者事なき一盃の生葡萄と
出せり肥潤ゆめひらく時候極寒の候ゆて葡萄
の青色生鮮なるもの即時採取り脱卸せり
此の異邦より多貯藏の法ありやとみりて
味に眞の葡萄より味なき砂糖製あり

損我ある金銀の如く蓋を擬造の巧妙なるもの
感賞するに堪へず此は徳国の料理より珍味
美膳を供するもの先我西の役所の三汁七菜を教へ
人情に似る諸官侍陪の臣を別當に扱ふ是を
饗せり其供膳中大麦・牛肉を混る煮る物の
り是徳国より珍膳の属をへりといふ其眞
氣最なるを以て一人も教へ是を食する者あり
之

船中居るの美麗結構を羨む所と云ふ
年頃陽鏡を信じて時常く蘭館に入て
園の美麗結構を知らず強て驚嘆せし
度之ヲ口シヤ船の廁より使用し
早く脱時避て船舷の廁不穿の孔より潮水忽
噴出しく水々不潔を患し況や
疑うに船舷に
巡行ふ人隠伏して之様密を扶接を成し
大に結構非細と云

布作延く為人年齡四十四歳顔面白色
人面尤高し威儀嚴整しく貴人の相あり
の國より人推して此度の使節を命じ
尚肥州曰より齡徒に殆布作延を信じて
既に老至老及く大事を成すに彼仍強
後日ある一人ありと云
肥州誠布作延を問曰子「カサツカ」禮義を
知らずや布作延曰唯此者こそ全の義を知ら

以又問曰「カラフト」ノ諸島を知りや 答曰是亦地
名之と云云完の義を知らず 肥州曰此ハ我々
と説ん 諸子生を答ひらるるも「カサツカ」ハ
此美語也 干魚之義 昔エゾ人多ク此地
行ク 魚獵し 吾獲の鮮魚 牛肉 腐壞を
得地 是之天陽之晒 干魚と做 獲得
是之蓋 干魚を作る 干魚多ある 滿地全土
是之云々 日後 其地 名と爲す 又「カラフト」ハ

原日有 諸島ノ唐人の多し 是ハ音通アリ 日ハ人
童文 耶人を指す カラフト 作らるる 是ハ
都々異邦人の惣称 夫と云ハ 此の如き 國偏
ハ 雖五穀豊熟 人亦富饒 他邦 亦
亦ハ 是之云々 「カサツカ」カラフト 亦の如き 亦の地
是之 後ハ 置ク 稱也 是之 亦 此の如き 古言 今
亦 猶存 是之 國を 亦 此の地 名と 用き 由て 是
之 後 是之 地 之 我 封 域 屬 是 國 の 管 轄

二條より知る一と一方今若我封域め属すりて
其國子係すすし此の時境界の釐正を用ゆるに
此れを能今子も國人氏所任し其國の管轄係
の心をもつて我不得せしき能す其國におるを
管轄し一人氏に任じしめ可也且我が
君之新たまはる度能新なるの能能理すも亦
わが自ら復るあらん又我 君之信をわが
して其君不報し其を使節と告ふと亦わが能
唯我

一己の私諦也我一己の私諦と考へて其國に公報し
之を使節と號する時よ其國帝王の如きと
以下使節の如きと失はしむべき也清王子等と
すくと使節有惟廷大御知し其を編後とす
甲寅正月曾許官負再ラロシヤ報ふり國不承
要の應接する普西亞人一應の備航と宣ひし所
官負止辭し去んと其時有惟廷自ら一物を執
て其を爲紀州に贈るに此我ラロシヤ國中人心

よき物も不用より余
物多分より送ん地紙を 之這
銷て送りて餘を引けり
般々物も固より大人不量は
さにはありけり
我の情を表さんよ
孫のまらな
しる行徳の寸志を永留め
んり

